

### 第3 任用関係業務

#### 1 職員採用候補者試験の状況

令和元年度の職員採用候補者試験（以下「試験」という。）においては、「大学卒程度」試験の15区分試験、「資格免許職」試験の2区分試験、「高校卒程度」試験の3区分試験、「民間企業等職務経験者」試験の4区分試験、「市町村立学校栄養職員」試験、「市町村立学校事務職員」試験、「警察官A」（第1回）試験の2区分試験、「警察官A」（第2回）試験の2区分試験、「警察官B」試験の2区分試験を実施した。

その結果、全試験を通じて32区分の試験を実施し、受験申込者総数は2,023名（平成30年度1,997名）、受験者総数は1,653名（平成30年度1,622名）となり、受験申込者総数及び受験者総数は前年度を上回った。

試験の種類・区分試験ごとの実施状況は、第1表～第3表のとおりである。

なお、「大学卒程度」試験では、受験資格の見直しに伴い「心理判定員」を「心理」に改めたほか、「福祉」を新設して実施した。

また、「民間企業等職務経験者」試験では、「薬学」を新設するとともに区分試験の併願制を導入して実施したほか、「警察官A」試験では、前年度までの年1回から年2回に変更して実施した。

第1表 採用候補者試験の実施日程

	試験公告日	受付期間	第1次試験日	第2次試験日	名簿確定日
大 学 卒 程 度	4月16日	4月16日～5月24日	6月23日	7月16日～19日 7月31日～8月7日	8月21日
資 格 免 許 職	4月16日	8月1日～23日	9月29日	10月16日～18日 10月31日～11月1日	11月12日
高 校 卒 程 度	4月16日	8月1日～23日	9月29日	10月16日～18日 10月31日～11月1日	11月12日
民間企業等職務経験者	7月25日	7月26日～8月23日	9月29日	11月14日～15日	12月6日
警 察 官 A（第1回）	2月18日	3月1日～4月5日	5月12日	6月24日～27日	7月31日
警 察 官 A（第2回）	7月25日	7月26日～8月23日	9月22日	10月31日～11月1日	12月6日
警 察 官 B	4月16日	7月26日～8月23日	9月22日	10月27日～30日	12月6日
市町村立学校栄養職員	4月16日	8月1日～23日	9月29日	10月16日～18日 10月31日～11月1日	11月12日
市町村立学校事務職員	4月16日	8月1日～23日	9月29日	10月16日～18日 10月31日～11月1日	11月12日

第2表 採用候補者試験の実施結果

試験区分	事項	採用予定人員 (名程度)	申込者数 (名) a	第1次試験			第2次試験		競争倍率 (倍) b/c	前年度の状況		採用者数 (名) (2.4.1現在)	
				受験者数 (名) b	受験率 (%) b/a	合格者数 (名)	受験者数 (名)	合格者数 (名) c		合格者数 (名)	競争倍率 (倍)		
大学卒程度	行政事務	97	590	432 (141)	73.2	201 (50)	187 (48)	119 (35)	3.6	86	4.2	97 (27)	
	警察事務	5	23	16 (11)	69.6	10 (6)	10 (6)	5 (4)	3.2	5	5.2	4 (3)	
	農業	9	38	32 (8)	84.2	24 (7)	22 (7)	9 (3)	3.6	19	1.9	7 (3)	
	農業土木	4	9	5 (4)	55.6	5 (4)	4 (3)	4 (3)	1.3	6	2.3	4 (3)	
	林業	10	14	13 (5)	92.9	13 (5)	12 (4)	12 (4)	1.1	2	7.0	11 (4)	
	土木	14	37	23 (2)	62.2	12 (1)	11 (1)	11 (1)	2.1	14	2.6	10 (1)	
	建築	6	13	9 (1)	69.2	5 (1)	5 (1)	5 (1)	1.8	3	3.7	5 (1)	
	化学	5	28	24 (6)	85.7	17 (4)	17 (4)	5 (1)	4.8	2	6.5	4 (0)	
	農芸化学	1	7	6 (2)	85.7	4 (1)	3 (1)	2 (1)	3.0	1	3.0	2 (1)	
	薬学	2	10	6 (2)	60.0	6 (2)	5 (2)	4 (1)	1.5	2	2.0	3 (1)	
	畜産	4	11	7 (2)	63.6	6 (2)	6 (2)	5 (1)	1.4	3	1.3	5 (1)	
	水産	2	9	8 (0)	88.9	7 (0)	7 (0)	2 (0)	4.0	2	3.5	2 (0)	
	機械	1	8	6 (0)	75.0	4 (0)	4 (0)	3 (0)	2.0	4	2.3	2 (0)	
	心理	2	6	6 (3)	100.0	5 (3)	4 (2)	2 (1)	3.0	4	4.3	1 (1)	
	福祉	10	38	33 (15)	86.8	26 (12)	25 (12)	16 (8)	2.1	-	-	14 (7)	
(小計)		172	841	626 (202)	74.4	345 (98)	322 (93)	204 (64)	3.1	153	3.6	171 (53)	
資格免許職	司書	3	50	43 (39)	86.0	12 (10)	11 (10)	3 (3)	14.3	2	14.5	3 (3)	
	栄養士	3	29	23 (23)	79.3	11 (11)	11 (11)	3 (3)	7.7	-	-	3 (3)	
	(小計)	6	79	66 (62)	83.5	23 (21)	22 (21)	6 (6)	11.0	2	14.5	6 (6)	
高校卒程度	行政事務	12	113	98 (27)	86.7	25 (9)	19 (6)	15 (6)	6.5	13	5.9	12 (5)	
	警察事務	3	39	35 (20)	89.7	12 (5)	10 (5)	4 (2)	8.8	4	9.8	3 (1)	
	土木	2	5	2 (1)	40.0	0 (0)	-	-	-	2	2.5	-	
	(小計)	17	157	135 (48)	86.0	37 (14)	29 (11)	19 (8)	7.1	19	6.4	15 (6)	
民間企業等 職務経験者等	行政事務	8	143	124 (37)	86.7	23 (3)	23 (3)	6 (3)	20.7	9	17.1	5 (3)	
	農業土木	1	4	2 (0)	50.0	1 (0)	1 (0)	-	-	-	-	-	
	土木	2	17	15 (1)	88.2	10 (1)	10 (1)	2 (0)	7.5	8	2.5	2 (0)	
	薬学	1	0	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	(小計)	12	164	141 (38)	86.0	34 (4)	34 (4)	8 (3)	17.6	17	10.3	7 (3)	
県職員合計		207	1,241	968 (350)	78.0	439 (137)	407 (129)	237 (81)	4.1	191	4.6	199 (68)	
警察官	(第1回A)	男性・一般	46	156	134	85.9	120	102	44	3.0	59	3.6	25
		女性・一般	10	46	43 (43)	93.5	39 (39)	33 (33)	12 (12)	3.6	15	2.9	7 (7)
		(小計)	56	202	177 (43)	87.6	159 (39)	135 (33)	56 (12)	3.2	74	3.5	32 (7)
	(第2回A)	男性・一般	20	83	65	78.3	59	51	10	6.5	12	6.4	9
		女性・一般	5	22	11 (11)	50.0	11 (11)	8 (8)	3 (3)	3.7	2	4.0	3 (3)
		(小計)	25	105	76 (11)	72.4	70 (11)	59 (8)	13 (3)	5.8	14	6.1	12 (3)
	警察官B	男性・一般	64	240	220	91.7	198	184	78	2.8	61	3.1	68
		女性・一般	10	86	77 (77)	89.5	45 (45)	42 (42)	14 (14)	5.5	16	4.4	13 (13)
		(小計)	74	326	297 (77)	91.1	243 (45)	226 (42)	92 (14)	3.2	77	3.4	81 (13)
	警察官合計		155	633	550 (131)	86.9	472 (95)	420 (83)	161 (29)	3.4	165	3.7	125 (23)
市町村立学校栄養		2	16	14 (14)	87.5	7 (7)	6 (6)	2 (2)	7.0	2	13.5	2 (2)	
市町村立学校事務		23	133	121 (68)	91.0	49 (26)	49 (26)	25 (15)	4.8	25	4.6	19 (10)	
(総合計)		387	2,023	1,653 (563)	81.7	967 (265)	882 (244)	425 (127)	3.9	383	4.2	345 (103)	

注 表中の( )内の数字は、女性の内数。

注 大学卒程度心理の前年度の状況欄は、心理判定員の状況を記載。

注 警察官A(第2回)の前年度の状況欄は、警察官A(特別募集)の状況を記載。

第3表 採用候補者試験の受験資格

		受 験 資 格
大 学 卒 程 度	行 政 事 務 警 察 事 務 農 業 土 業 林 業 木 業 土 建 業 木 業 化 学 産 産 畜 水 産 産 機 械	次のいずれかに該当する者 1 昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者 2 平成10年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 大学を卒業した者又は令和2年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
	農 芸 化 学	次のいずれかに該当する者 1 昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 都道府県知事の登録を受けた食品衛生監視員の養成施設（大学におけるものに限る。平成27年4月1日前に厚生労働大臣の登録を受けた養成施設を含む。）において、所定の課程を修めて卒業した者又は令和2年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 大学において、畜産学、水産学若しくは農芸化学の課程で食品衛生監視員の任用資格が取得可能な科目を修めて卒業した者又は令和2年3月末日までに卒業見込みの者 (3) 人事委員会が(1)又は(2)に該当する者と同等の資格があると認める者 2 平成10年4月2日以降に生まれた者で、1の(1)又は(2)に該当する者
	薬 学	薬剤師の免許を有する者又は取得見込みの者で、次のいずれかに該当する者 1 昭和59年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者 2 平成8年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 (1) 大学を卒業した者又は令和2年3月末日までに卒業見込みの者 (2) 人事委員会が(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
	心 理	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、公認心理師の資格を有する者又は取得見込みの者
	福 祉	昭和59年4月2日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当する者 1 大学において、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者又は令和2年3月末日までに卒業見込みの者 2 都道府県知事が指定する児童福祉司若しくは児童福祉施設の職員を養成する学校その他の施設を卒業した者又は令和2年3月末日までに卒業見込みの者 3 都道府県知事が指定する講習会の課程を修了した者又は令和2年3月末日までに修了見込みの者 4 人事委員会が1、2又は3に該当する者と同等の資格があると認める者
	資 格 免 許 職	司 書
	栄 養 士	平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許を有する者又は取得見込みの者

		受 験 資 格
高校卒業程度	行政事務 警察事務 士 務 木	平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者（大学を卒業した者又は令和2年3月末日までに大学を卒業見込みの者を除く。）
民間企業等 職務経験者	行政事務 農業土木 士 務 木	次のすべての要件を満たす者 1 昭和35年4月2日以降に生まれた者 2 民間企業等における職務経験を5年以上(令和元年7月末日現在)有する者
	薬 学	次のすべての要件を満たす者 1 昭和35年4月2日以降に生まれた者 2 民間企業等における職務経験を5年以上(令和元年7月末日現在)有する者 3 薬剤師の免許を有する者
警察官	警察官A(男性・一般) 警察官A(女性・一般)	昭和61年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者若しくは令和2年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認める者
	警察官B(男性・一般) 警察官B(女性・一般)	昭和61年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者（大学を卒業した者若しくは令和2年3月末日までに卒業見込みの者又は人事委員会がこれらの者と同等の資格があると認める者を除く。）
市町村立学校 栄養職員		平成4年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた者で、栄養士の免許を有する者又は取得見込みの者
市町村立学校 事務職員		平成10年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた者（大学を卒業した者又は令和2年3月末日までに大学を卒業見込みの者を除く。）

## 2 採用選考の状況

職員の採用は、地方公務員法上、原則として競争試験によることとされているが、人事委員会規則で定める場合には、選考による採用ができることとされている（同法第17条の2第1項）。本県では、職員の任用に関する規則（平成28年福島県人事委員会規則第16号。以下「任用規則」という。）で試験を行っても十分な競争者が得られない場合等について、選考による採用を認めている（任用規則第18条）。

令和元年度中の採用選考請求について、人事委員会が合格と認めた状況は、第4表のとおりである。

## 3 昇任選考の状況

地方公務員法の改正（平成28年4月1日施行）により、昇任は任命権者が人事評価その他能力の実証に基づき行うものとされた。本県においては、平成28年10月に人事評価制度が正式導入され、平成30年4月1日付けの人事異動に伴う昇任から人事評価の結果を活用し、任命権者が昇任選考を行うこととなった。

なお、警察官の死亡時昇任や退職時昇任などの特例昇任については、全国でも同様の制度として設けられていることや、人事評価制度は活用するものの、公務への貢献により判断されることなどを踏まえ、引き続き人事委員会が選考により昇任を行う。（警察官の任用の特例に関する規則第4条）

令和元年度中の昇任選考請求について、人事委員会が合格と認めた状況は、第4表のとおりである。

第4表 令和元年度における採用選考・昇任選考の状況

給料表	採用・昇任の別	採用					昇任				
	任命権者 標準的な職	知事	教育委員会	警察本部	その他	計	知事	教育委員会	警察本部	その他	計
行政職	部（局）長	1			1	2					
	部（局）次長（参事）										
	課長	5	5			10					
	副課長										
	主任主査（課長補佐）	1	1			2					
	主査（係長）	5	2	1		8					
	上級係員	2		1		3					
	係員	20	1	2	2	25					
	計	34	9	4	3	50					
公安職	警視			3		3			15		15
	警部			8		8			50		50
	警部補			7		7			27		27
	巡査部長			22		22					
	巡査			28		28					
	計			68		68			92		92
研究職	部次長										
	課長										
	副課長										
	主任主査	1				1					
	主査	1				1					
	上級係員										
	係員	1				1					
	計	3				3					

給料表	採用・昇任の別		採用					昇任				
	標準的な職	任命権者	知事	教育委員会	警察本部	その他	計	知事	教育委員会	警察本部	その他	計
医療職(一)	部次長											
	課長				1	1						
	副課長				1	1						
	主任主査	2				2						
	主査	1				1						
	係員	1			1	2						
	計	4				3	7					
医療職(二)	課長											
	副課長											
	主任主査											
	主査	1				1						
	上級係員	1				1						
	係員	4			2	6						
	計	6				2	8					
医療職(三)	課長											
	副課長											
	主任主査	1				1						
	主査	1				1						
	上級係員	4			5	9						
	係員	4			8	12						
	計	10				13	23					
事務職	主任主査											
	主査											
	上級係員											
	係員											
	計											
医療職	主査											
	上級係員											
	係員											
	計											
教育職	主任主査		4			4						
	主査		18			18						
	計		22			22						
合計		57	31	72	21	181			92		92	

※ 給料表欄の「行政職」には企業行政職、病院行政職、「医療職(一)～(三)」には病院医療職(1)～(3)がそれぞれ含まれる。

## 4 募集広報活動等の状況

優秀な人材の確保を図るとともに、受験対象者等に対するきめ細かな情報の提供を行うための募集広報活動を実施した。

### (1) 総合案内パンフレットの作成・配布

試験実施の周知徹底を図るほか、受験者の求める情報を的確に提供するため、総合案内パンフレット（8,000部）を作成し、説明会会場、事務局、地方振興局、県外事務所等において配布するとともに、大学等にポスターの掲示を依頼した。

### (2) 試験制度説明会等の実施

ア 「福島県職員セミナー」を県庁及び東京都で開催し、県職員の職務内容等についての説明を行った。（参加者192名）

イ 県職員の職務内容等について参加者との対話を重視した座談会形式の説明会「ジョブトーク of 福島県庁」を県庁及び大阪府で実施した。（3回、参加者30名）

ウ 県職員の仕事のやりがいや魅力を実感してもらうため、事業案作成を疑似体験する「なりきり！1日県職員体験ゼミ」を実施した。（参加者32名）

エ 職場の雰囲気を感じ、職場環境や業務内容等の理解を深めてもらうため、「県庁見学会」を実施した。（参加者55名）

オ 技術職の業務内容等について理解を深めてもらうため、技術職員との個別相談を行う「技術職ナビゲーター面談」を県庁で実施した。（参加者19名）

カ 県内外の大学等に出向き、採用試験や職務内容等に関する説明会を実施した。（参加者 県内大学等60名、県外大学等130名）

### (3) 合同説明会や就職ポータルサイト等を活用した広報

多様で有為な人材を確保するため、民間企業主催の大規模な合同企業説明会に参加して、志望者に試験制度等の説明を行った。（6回、参加者137名）

また、民間企業が開設している就職ポータルサイトに情報掲載したほか、新たにSNS（Twitter）を活用して、志望者へ随時情報を提供した。

### (4) その他の採用試験の広報

ア 県広報誌、ホームページへの掲載

イ テレビ、新聞等による広報

ウ 県内主要駅、スーパー等へのポスター掲示

エ 新聞社ホームページバナー広告等の掲載

## 5 任用関係規則等の制定・改廃状況

令和元年度中に公布された任用関係の人事委員会規則は、次のとおりである。

### (1) 規則

#### ○ 市町村立学校栄養職員及び事務職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
元. 10. 15	第 5号	元. 10. 15	任命権者が選考により採用できる職員に、配偶者同行休業に伴う任期付職員及び育児休業等に伴う任期付職員並びに任期付職員法第4条若しくは第5条の規定により採用する職員を加えた。

#### ○ 職員の任用に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
2. 2. 12	第 3号	2. 4. 1	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員の任用等に関する必要な事項を定めた。

### (2) 告示

#### ○ 職員の任用に関する規則施行細則の一部を改正する細則

公布年月日	番号	適用年月日	制定又は改廃の概要
2. 2. 12	第 1号	2. 4. 1	職員の任用に関する規則の一部改正に伴い、職員の臨時的任用等に関する必要な事項を定めた。